

青色申告制度普及・会勢拡大運動実施中

青色申告会では、毎年10月1日～11月30日の期間を『青色申告制度普及・会勢拡大運動』の強化月間として実施しています。青色申告をされていない方には青色申告者に、青色申告会に加入されていない方には、入会していただくように勧奨運動を行っています。

青色申告会は会員皆様の会費で運営されておりますので、会員数が減少しますと皆様へのサービスの低下にもつながります。安定したサービスの提供の為にもご近所やお知り合いの方のご紹介をお願いいたします。

また、青色申告連絡所として立て看板の設置が出来る方を募集しております。会勢拡大期間中または常設が可能な方は申告会事務局 (TEL 3771-8859) までご連絡下さい。

お知り合いの方をご紹介下さい

皆様のお知り合い、ご近所、同業者等の方で
 『新たに事業を始められた方』
 『不動産経営をされている方』
 『業務請負契約等で確定申告が必要な方』
 『その他確定申告が必要な方』
 等いらっしゃいましたら
 ご紹介下さい。
 ご紹介者の方にも、お知り合いの方にも
 嬉しい特典をご用意して
 お待ちしております！

→ 役員さんの敷地でのPR例



← 役員さんの店舗でのPR例

ボランティアさん募集

申告会を賑やかに盛り上げて下さる方を大募集
 青年部・女性部・会勢拡大運動・会報配布など
 ご一緒に楽しく活動していただける方を
 お待ちしております！

転職先を検討する際、74%が福利厚生を重視するのをご存知ですか？ [2008年エン・ジャパン(株)調査]



大田区勤労者共済は、「入会金200円+毎月500円/人」と少ない負担で、充実した福利厚生サービスと手厚い慶弔見舞金を還元します。個人で加入することもできますが、事業所単位での加入の場合、事業主が負担した入会金や会費は、税法上、損金・必要経費の扱いができます。

よく働き、よく休もう！ 大田区勤労者共済 検索 TEL03-3733-6107

税を考える週間行事

講演会・公開講座
 ～身近な税とマイナンバー制度について～

11月11日～17日は税を考える週間です。この機会に身近な税について考えてみませんか。また、昨今話題のマイナンバーについても講演会・公開講座で詳しく説明いたします。ぜひ、ご参加下さいませようご案内申し上げます。

| | | |
|-----|-------------------------------------|---|
| 日時 | 平成27年11月16日(月) 受付 13時・開始 13時15分～ | 【講演会】 所得税の基礎知識～土地の有効活用と税～ 講師 大森税務署長 |
| 会場 | 大田文化の森 5階多目的室 大田区中央2-10-1 | 【公開講座】 ①エコ住宅と資産活用について 講師 パナホーム担当者 |
| 定員 | 80名(定員になり次第締切) | ②マイナンバー制度について 講師 大田区役所担当者 |
| 内容 | 身近な税とマイナンバー制度 | 講師 大森税務署担当者 |
| 講師 | 大森税務署担当官・大田区役所 | |
| 参加費 | 無料 | |
| 申込先 | TEL3771-8859 申告会事務局 | |

11月は労働保険適用促進月間です

雇ったら、入ろう労働保険

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したものです。社員・パートタイマー・アルバイトなど、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず、事業者に加入の義務があります。労働者が安心して働ける環境作りに努めましょう！

【お問い合わせ先】 大森青色申告会事務局 (TEL) 03-3771-8859

平成28年度版
 青色申告会員必携は11月下旬入荷の予定です!!

会員の独習用テキストとしてお使いいただける「会員必携」が11月下旬ごろ入荷予定です。
 ～特集記事～
 ・小規模事業者の持続的発展のために
 ・誤りやすい記帳のポイント
 ・決算・申告にあたっての誤りやすいポイントQ&A

定価 504円 ⇒ 会員価格 300円

年末年始の営業日時のご案内

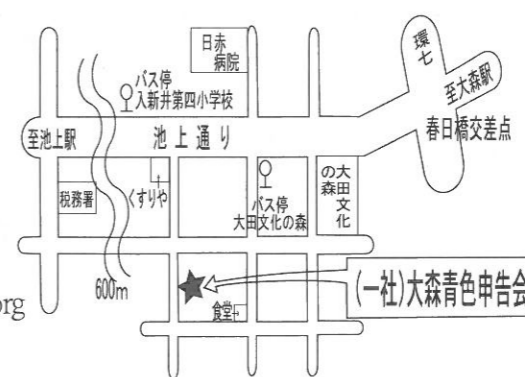
年末は
 平成27年12月28日(月)
 正午まで

年始は
 平成28年1月7日(木)
 午前9時から

よろしくお願いたします。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
 大田区中央3丁目10-18
 TEL: 03 (3771) 8859
 FAX: 03 (3773) 6388
 URL: http://www.oomori-airoo.org
 Eメール: airoo-o@nifty.com



無料

| | | | | | | |
|----|---|----|-----|-----|-----|-----|
| 時 | 予 | 十二 | 十一 | 十一 | 十一 | 法律 |
| 約 | 約 | 月 | 月 | 月 | 月 | 相談 |
| 間 | 間 | 二 | 九 | 二 | 二 | 日 |
| | | 十 | 日 | 十 | 十 | 日 |
| | | 三 | 日 | 六 | 六 | 日 |
| | | 日 | (木) | (木) | (木) | (木) |
| 申 | 午 | 事 | 保 | 保 | 保 | 保 |
| 込 | 後 | 務 | 險 | 險 | 險 | 險 |
| 順 | 二 | 局 | 相 | 相 | 相 | 相 |
| で | 時 | に | 談 | 談 | 談 | 談 |
| 30 | 分 | 申 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 分 | 位 | 込 | (木) | (木) | (木) | (木) |
| 位 | | 込 | | | | |

▶ 都税事務所からのお知らせ

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けてご準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収とは？

従業員の方の個人住民税は、事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

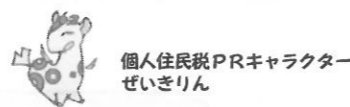
特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、従業員の方が金融機関に向いて納税する手間が省けます。なお、所得税のように、事業主の方が税額の計算や年末調整をする必要はありません。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索



◆◆◆帳簿等値上げのお知らせ◆◆◆

平成28年1月1日から、帳簿等の販売価格が仕入原価高騰等により、現行の900円(税込)から1,000円(税込)へ値上げ致します。皆様のご理解ご協力をお願い致します。

▶ 事務局からのお知らせ

平成26年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者（又は、平成27年1月1日～同年6月30日までの課税売上高が1,000万円超の方）は、平成28年度に消費税課税事業者となります。

上記の場合、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。また、一般課税か簡易課税の選択も必要となりますので、平成27年12月25日までに申告会へお越しください。



「消費税届出」の巻 パート2

平成27年度指導日程のご案内

① 年末調整個別指導会 ➡ 先着順

●平成27年12月14日(月)～平成28年1月20日(水)迄

受付時間は午前9:00～11:30・午後1:00～3:30迄です。

12月は従業員・専従者等給与所得者の源泉所得税の年末調整を行う月です。源泉所得税の納付期限は平成28年1月20日(水)迄です。(年末年始の休業日にご注意下さい)

② 消費税個別相談会 ➡ 事前予約をお願いします

●平成27年12月1日(火)～12月25日(金)迄

平成26年分の課税売上高が1,000万円を超えた方、平成27年1月1日～6月30日までに課税売上高が1,000万円を超えた方、また、消費税の課税対象者で平成26年分の課税売上高が1,000万円を下回った方も対象です。

平成27年12月末日までが提出期限の書類もありますので、ご不明な点がございましたら必ずご連絡ください。

③ 確定申告時期の予約個別相談について ➡ 事前予約をお願いします

12月のはじめに決算確定申告指導のご案内をお送りいたします。予約方法はお電話でのご予約となります。予約期間内はご予約された方みの受付となりますので予めご了承願います。なお、3月9日(水)～3月15日(火)は先着順のご案内となります。

④ 減価償却計算表の送付について

すでにご登録いただいている会員の皆様には、平成27年10月31日現在の登録内容で平成27年分決算用の減価償却計算表をお送りいたします。内容を必ずご確認ください、確定申告時期にご来局いただく際にはお持ちください。

また、未登録の方や登録内容に変更等がありましたら事前にご連絡をお願いいたします。

<ご注意>変更の都度郵送での対応はいたしません。11月1日以降での登録や内容変更された方で新たに計算表が必要な方は事前に連絡の上事務局までお越しください。

(FAXでの送信は可能 FAX 3773-6388)

マル経融資のご案内

安心して借りられる
国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金
担保・保証人不要

融資限度額 二千万円
返済期間 運転資金 七年以内
設備資金 十年以内
年利 一・一五%

(十月九日現在)
支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二八年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

融資対象

*従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方

*商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方

*所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

◎経営上の悩み相談
窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談
(予約制・無料)

*本相談は、経営に関する相談に限定しております。
*会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談お申し込みは
東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話(三七三四)一六二二